

## 岬町企業誘致報奨制度実施要綱

制定 平成 19 年 11 月 26 日  
最終改正 平成 21 年 3 月 31 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、岬町における企業立地を促進するため、誘致企業に関する情報を提供したものに對し、当該情報の提供に對する企業誘致報奨金を支払うことに關して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 誘致企業 岬町企業誘致に關する条例（平成 17 年岬町条例第 20 号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する施設設置助成金の優遇措置の適用を受けることのできる事業者をいう。
- (2) 情報提供者 町の企業誘致の考え方を理解し、誘致企業の情報を町に提供するものをいう。
- (3) 企業誘致報奨金 第 4 条の規定による情報提供に基づき、誘致企業の誘致が成功した場合に、町が情報提供者に支払う報奨金をいう。

### (情報提供者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するものは、情報提供者になることができない。

- (1) 誘致企業自らが情報提供するとき、及び誘致企業と法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条に規定する連結完全支配關係がある法人が情報提供するとき
- (2) 町が既に誘致交渉を行っている企業又は他の情報提供者が既に情報提供を行っている企業を誘致しようとするもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等及びその構成員（準構成員を含む。）
- (4) 町議会議員又は町職員である者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適當でないと認めるもの

### (情報提供の方法)

第 4 条 誘致企業に關する情報提供は、情報提供者が誘致企業に關する情報提供書（様式第 1 号。以下「情報提供書」という。）を町へ直接持参する方法により行うものとする。

### (受領書の交付)

第 5 条 情報提供書が提出されたときは、町は記載事項等について確認のうえ、誘致企業に關する情報提供書受領書（様式第 2 号。以下「受領書」という。）を交付するものとする。

2 情報提供者が第 3 条各号の欠格条項に該当する場合は、前項の規定にかかわらず受領書の交付をしないものとする。

3 同一の情報が複数のものから提供されたときは、情報提供書を最初に持参した情報提供者に受領書を交付するものとする。

### (受領書の無効)

第 6 条 町は、前条の規定により受領書を交付した後、情報提供者が次の各号のいずれかに該

当した場合は、当該案件に係る受領書は無効とし、企業誘致報奨金を支払わないものとする。

- (1) 情報提供者が、企業誘致報奨金を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。
- (2) 情報提供者の不正又は不当な行為等により誘致企業に係る情報を入手したことが判明したとき又は情報提供書に事実とは異なる記述があったとき。
- (3) 情報提供者が第3条各号の欠格条項に該当することが判明したとき又は欠格条項に該当することとなったとき。

(受領書の有効期間)

第7条 受領書の有効期間は、第5条の規定により受領書を交付した日から起算して2年間とする。

(情報の開示)

第8条 町は誘致企業に対し、本制度により情報を入手した旨を説明し、情報提供者を明らかにするものとする。

(交渉結果の通知)

第9条 町は、第5条の規定により受領書を交付した情報提供者に対し、誘致企業と進出に向けた交渉を行った結果について、その成否にかかわらず、誘致企業に関する交渉結果等通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 情報提供者は町に対して、交渉結果についての異議を申し立てることができない。

(企業誘致報奨金の支払)

第10条 町は、第7条に規定する受領書の有効期間内に誘致企業が当該案件の土地の権利を取得し、誘致企業の誘致に成功した場合、当該情報提供者に企業誘致報奨金を支払うものとする。

2 企業誘致報奨金の額は、条例に定める誘致企業の施設設置助成金の初年度の算定基準となる固定資産税の年税額から施設設置助成金を控除した金額の2分の1に相当する額とし、500万円を上限に1,000円未満の端数を切り捨てたものとする。

3 企業誘致報奨金は、誘致の成功に至った誘致企業の情報提供に対する報奨金であり、町はこれ以外の交通費、通信費等の実費の弁済は行わないものとする。

(交付決定及び通知)

第11条 町は、条例に定める誘致企業の施設設置助成金が確定したときは、前条に定める企業誘致報奨金の額を確定し、情報提供者に企業誘致報奨金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町は、情報提供者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、企業誘致報奨金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 企業誘致報奨金の交付決定の内容又は交付にあたって付された条件に違反したとき。

2 町は、前項の場合にあつては、企業誘致報奨金交付決定取消通知書(様式第5号)により情報提供者に通知するものとする。

(企業誘致報奨金の請求)

第13条 第11条に定める交付決定通知書を受け取った情報提供者は、企業誘致報奨金請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を町に提出するものとする。

( 企業誘致報奨金の交付 )

第 1 4 条 町は、前条に定める請求書を受領したときは、条例に定める施設設置助成金を誘致企業に交付する際に併せて情報提供者に企業誘致報奨金を交付するものとする。

( 企業誘致報奨金の交付の停止 )

第 1 5 条 町は、情報提供者又は誘致企業が町（水道事業を含む。以下同じ。）に対する債務の不履行がある場合は、企業誘致報奨金の交付を前条に定める交付の日を基準に 3 ヶ月間停止するものとする。

2 町は、情報提供者又は誘致企業が企業誘致報奨金の交付の停止の原因となった債務の支払いを停止の期間中に完了した場合は、交付の停止を解除し、速やかに交付するものとする。

3 町は、情報提供者又は誘致企業が企業誘致報奨金の交付の停止の原因となった債務の支払いを停止の期間中に完了しなかった場合は、交付の決定を取り消すものとする。

4 前各項にかかわらず、情報提供者又は誘致企業が企業誘致報奨金の交付の停止期間中に、新たに町に対する債務の不履行を行った場合は、直ちに交付の決定を取り消すものとする。

( 紛争の解決 )

第 1 6 条 この企業誘致報奨制度に関し、情報提供者と誘致企業又は第三者との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

( その他 )

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。

( 有効期限 )

2 この要綱は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に受け付けた情報に係る規定については、平成 2 5 年 3 月 3 1 日以降もなおその効力を有する。

附 則 ( 平成 2 1 年 3 月 3 1 日改正 )

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

誘致企業に関する情報提供書

平成 年 月 日

岬町長様

住 所  
氏名・名称  
電話番号

岬町に進出を希望する企業がありますので、岬町企業誘致報奨制度実施要綱第4条に基づき、下記のとおり情報提供します。

記

1. 進出希望企業の概要

(1) 企業名

(2) 本社所在地

(3) 担当部課、担当者、電話番号

(4) 企業の概要(主要事業、製品)

2. 進出希望場所

多奈川地区多目的公園 関西電力多奈川第一発電所跡地 その他  
( )

3. 希望する土地面積、所有形態

4. 進出希望時期

5. 進出事業計画の概要

様式第2号（第5条関係）

誘致企業に関する情報提供書受領書

岬 第 号  
平成 年 月 日

（情報提供者）

様

岬 町 長

平成 年 月 日付けで提出された下記の企業に関する情報提供書を受領しましたので、岬町企業誘致報奨制度実施要綱第5条に基づき、受領書を交付します。

記

1．進出希望企業名（本社所在地）

2．進出希望場所

進出希望企業に対しては、情報入手経路（情報提供者）を明らかにします。

岬町企業誘致報奨制度実施要綱第6条の規定に該当したときは、本受領書を無効とします。本受領書を交付した日から起算して2年以内に、誘致企業が当該案件の土地の権利を取得されない場合には、企業誘致報奨金は支払われません。

欠格事項の該当の有無について関係機関に確認させていただく場合があります。

この文書は、企業誘致報奨金の受け取り手続きに必要となりますので大切に保管してください。

様式第3号（第9条関係）

誘致企業に関する交渉結果等通知書

岬 第 号  
平成 年 月 日

（情報提供者）

様

岬 町 長

平成 年 月 日付けで提出された下記の企業に関する情報提供について、当該企業と交渉した結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

- 1．進出希望企業名（本社所在地）
- 2．交渉結果

この文書は、企業誘致報奨金の受け取り手続きに必要となりますので大切に保管してください。

様式第4号（第11条関係）

企業誘致報奨金交付決定通知書

岬 第 号  
平成 年 月 日

（情報提供者）

様

岬 町 長

平成 年 月 日付けで提出された下記の企業に関する情報提供について、企業誘致報奨金の交付額が下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1．誘致企業名（本社所在地）
- 2．企業誘致報奨金の額

岬町企業誘致報奨制度実施要綱第12条第1項の規定に該当したときは、交付決定を取り消す場合があります。

報奨金を請求される場合は、要綱第13条に規定する請求書を町に提出してください。

報奨金は、施設設置助成金を誘致企業に交付する際に併せて情報提供者に交付します。

情報提供者又は誘致企業が、要綱第15条の規定に該当する場合は、報奨金の交付の停止又は交付の取り消しを行います。

この文書は、企業誘致報奨金の受け取り手続きに必要となりますので大切に保管してください。

様式第5号（第12条関係）

企業誘致報奨金交付決定取消通知書

岬 第 号  
平成 年 月 日

（情報提供者）

様

岬 町 長

平成 年 月 日付け岬 第 号で交付決定を行った企業誘致報奨金は、下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

1．誘致企業名（本社所在地）

2．交付決定の取消し理由

様式第6号(第13条関係)

企業誘致報奨金請求書

平成 年 月 日

岬町長様

住 所  
氏名・名称  
電話番号

平成 年 月 日付け岬 第 号で交付決定通知があった企業誘致報奨金を下記のとおり請求します。

記

企業誘致報奨金 金 円

振込先口座

金融機関名

口座番号

種 類 当 座 普 通

名 義

添付書類

誘致企業に関する情報提供書受領書

誘致企業に関する交渉結果等通知書

企業誘致報奨金交付決定通知書